

国土建労第234号  
令和2年6月3日

登録基幹技能者講習実施機関の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局  
建設市場整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた  
登録基幹技能者講習の実施に向けた対応について

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各団体に対して令和2年3月6日付け及び4月9日付けで通達を発出し、登録基幹技能者講習について当面の間、実施を自粛するよう要請するとともに、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者においては、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うよう要請を行ってまいりました。

こうした中、令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部において全都道府県の緊急事態の解除が決定され、会合やイベント等に関しても、適切な感染防止策を講じた上で開催することが可能とされたところです。

国土交通省としては、上記の決定を踏まえ、登録基幹技能者講習についての実施自粛要請を解除することといたします。

各団体においては、登録基幹技能者講習を実施する場合には、新型コロナウイルス感染症対策本部等において示されたイベント開催制限の段階的緩和の目安等を始め、国や都道府県からの要請等に十分留意しつつ、講習会場において感染防止のための取組（待合場所等における密集回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施するようお願いいたします。

なお、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者に対し、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱う特例措置については、引き続き有効といたします。

以上、各団体においては、上記についてご理解いただくとともに、登録基幹技能者や会員企業等に対する周知方よろしくお願ひいたします。

以上

